

最良執行方針

平成19年12月1日改定

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合については、以下の方針に従い執行することに努めます。

対象となる有価証券

1. 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、ETF(上場投資信託)、REIT(不動産投資信託)等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
2. グリーンシート銘柄である株券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

新株予約権付社債、新株予約権証券、新株引受権証書は取扱いません。

最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からの注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、委託注文として取次ぎます。

1. 上場株券等

当社においては、お客様からの上場株券等に係る注文は国内の取引所金融商品市場に取次ぐこととします。

(1) お客様から委託注文を受託した場合、速やかに国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場に取次ぎます。立会時間中の執行を委託された注文で、かつ取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した委託注文は、取引所金融商品市場における売買立会が再開された後に取引所金融商品市場に取次ぎます。

(2) (1)において、委託注文の取引所金融商品市場への取次ぎは、次のとおり行います。

- a. 上場している取引所金融商品市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該取引所金融商品市場に取次ぎます。
- b. 複数の取引所金融商品市場に上場(重複上場)している場合、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した取引所金融商品市場(以下、主市場と呼びます)に取次ぎます。具体的な選定基準は別に定める「主市場の選定基準について」に掲げるとおりです。なお、主市場は、当社に問い合わせいただいたお客様にその内容をお伝えします。

2. 取扱有価証券(グリーンシート銘柄)

当社においては、お客様からのグリーンシート銘柄に係る注文はすべて日本証券代行の私設取引システム(PTS)で執行されます。なお、銘柄によっては、注文を受付できないことがあります。

当該方法を選択する理由

1. 上場株券等

取引所金融商品市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、取引所金融商品市場で執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の取引所金融商品市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い取引所金融商品市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

2. 取扱有価証券(グリーンシート銘柄)

お客様からの注文を、注文が集まる傾向がある日本証券代行の私設取引システム(PTS)で執行することは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様にとって合理的であると判断されるからです。

その他

1. 次に掲げる取引については、「最良の取引の条件で執行するための方法」に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。

a. お客様から執行方法に関するご指示(執行する取引所金融商品市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引

当該ご指定いただいた執行方法

一部銘柄については、執行できない取引所金融商品市場があります。

b. 損益通算支援サービスを利用する取引等、取引ルール等において執行方法を特定している取引

当該執行方法

c. 単元未満株の取引

単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法

2. システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

3. 有効期間が週末までの注文(以下、出合注文と呼びます)は、週の途中で当該銘柄の主市場が変更される場合でも、発注時点の主市場で注文を執行します。

週の途中に、1箇所の取引所金融商品市場に上場(単独上場)する銘柄が上場廃止すると同

時にその他の取引所金融商品市場に上場する場合は、上場廃止日に、または、福岡証券取引所市場または札幌証券取引所市場に上場する銘柄がその他の取引所金融商品市場に重複上場する場合は、重複上場の前営業日に、出合注文は失効します。ご注意ください。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

主市場の選定基準について

既上場銘柄の主市場の選定基準について

1. 東証、大証、名証、JASDAQ のいずれか2以上の取引所金融商品市場に上場している銘柄については、各取引所金融商品市場での直近25 営業日間における出来高の推移を比較し、最も流動性の高いと認められる市場を主市場とします。
2. 毎年1・4・7・10月の最終営業日に主市場見直しの選定を行い、主市場変更に該当する銘柄については当該営業日の大引け後に変更します。
3. 重複上場をしている銘柄が、主市場において整理ポストに割当てられた場合（整理銘柄に指定された場合）は、他の取引所金融商品市場を主市場に変更します。
4. 重複上場をしている銘柄が、主市場において監理ポストに割当てられた場合（監理銘柄に指定された場合）は、主市場およびその他の金融商品取引所の直近25営業日間における出来高の推移を比較し、最も流動性の高いと認められる市場を主市場とします。

新規上場銘柄の主市場の選定基準について

1. 2以上の取引所金融商品市場に新規上場する場合、東証、大証、名証、JASDAQ の順で主市場を選定します。
2. 1つの取引所金融商品市場に上場していて、追加で他の取引所金融商品市場に新規上場する場合、既存の取引所金融商品市場を主市場として継続します。
3. 福証または札証の上場銘柄が、追加で他の取引所金融商品市場に新規上場する場合、東証、大証、名証、JASDAQ のいずれかの取引所金融商品市場を主市場とします。
4. 新規上場後25営業日を経過していない銘柄については、主市場見直しのための期間を十分にとるため、新規上場後1回目の主市場見直し時には対象とせず、2回目より主市場見直しの対象とします。

以上